

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

京都舞鶴港保安対策警備業務委託
港 7 保安第 1 号

(2) 業務の仕様等

特記仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日まで

(4) 業務を行う場所

舞鶴市字下安久他（舞鶴国際ふ頭、第 2 ふ頭、第 4 ふ頭及び喜多ふ頭）地内

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び特記仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒624-0945 舞鶴市字喜多 1105 番 1 舞鶴 21 ビル 7 階

京都府港湾局 港湾企画課調整係

電話番号 (0773) 75-0192

F A X 番号 (0773) 75-4375

(2) 入札説明書及び特記仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）から令和 7 年 5 月 2 9 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間。

イ 入手方法

2 の(1)の場所において直接交付する。ただし、当該入札説明書及び特記仕様書の交付に際し、当該業務の内容等について厳に秘密を保持するものとし、第三者に供覧し又は漏えいしない旨を誓約する誓約書を提出すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「ビル管理等」－小分類「警備」
- (3) 4 で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止がされていない者であること。
- (4) おおむね 2 時間以内に 1 の(4)に掲げる場所に到達することができる場所に本社又は営業所等を置く者であること。
- (5) 緊急増員等に対応するため、委託業務開始時まで、第 2 ふ頭、第 4 ふ頭及び喜多ふ頭からおおむね 15 分以内の場所に拠点を設けることができること。
- (6) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に規定する認定を受けていること。
- (7) 総括責任者として(4)の営業所等に、業務委託期間中は警備業法第 22 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者（同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する施設警備に係るものに限る。）を配置することができること。なお、総括責任者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加資格確認申請の日以前に 3 箇月以上）にあること。
- (8) 当該業務に配置することができる警備員を 10 名以上確保することができること。
- (9) 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する法人（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する業務で、平成 22 年度以降に完了した、港湾のふ頭における出入管理を伴う施設警備を 24 時間体制かつ常時 2 名以上で行う業務の契約実績（1 年以上の契約期間があるものに限る）を有する者であること。ただし、当該法人又は個人が元請として契約した実績でなければならない。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからキまでのいずれかに該当する者（アからキまでのいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又

は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (11) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

4 入札参加資格の確認手続き

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和7年5月28日(水)及び令和7年5月29日(木)

(2) 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に申請書等を1部、2の(1)の場所に持参すること。なお、郵送での提出は認めない。

(3) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日 時 令和7年6月10日(火)午後2時

イ 場 所 舞鶴市字喜多1105番1

舞鶴21ビル8階 804会議室

(2) 入札の方法

ア 入札書は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札回数は、2回までとする。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、いったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書及び特記仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお入札後、入札説明書及び特記仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所へ提出することとする。なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者の行った入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札

オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為を行った者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札

キ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札を行った者の行った入札

ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札を行った者の行った入札

(9) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより、落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(10) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。なお、当初入札において辞退又は無効となった者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

イ 再度入札参加者は(2)から(8)までの方法により再度入札を行うものとする。

ウ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

6 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金

免除する。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

10 契約書の作成の要否

要

11 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

12 支払条件

契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

13 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 令和8年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (3) 詳細は、入札説明書による。